

指定袋等取扱店マニュアル

連絡先

■本マニュアル及び家庭ごみの収集に関すること

苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

TEL 0144-55-4266

FAX 0144-55-3929

■大型ごみ収集の申込み先

大型ごみ収集センター

TEL 0144-75-3790

FAX 0144-71-3650

■保管配送会社（流通管理会社）

日本通運株式会社 苫小牧支店 ※指定袋等の発注先

TEL 0144-52-5100

FAX 0144-55-5391

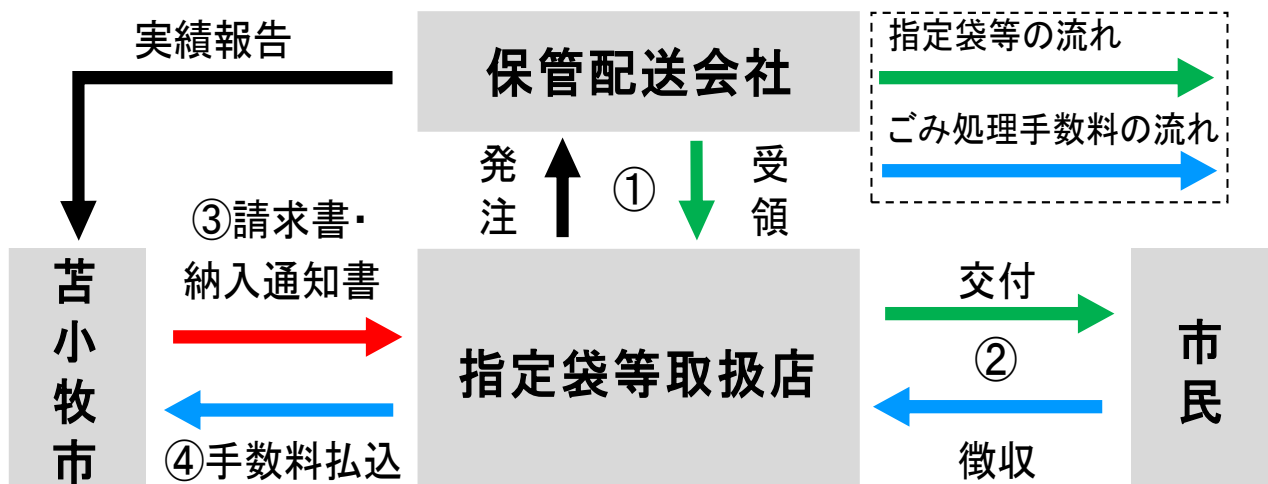
家庭ごみ有料化について

家庭ごみ有料化とは、ごみ処理にかかる費用の一部を手数料として市民が直接負担する制度です。

苫小牧市では、平成25年7月から、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の有料化を実施しました。

苫小牧市は、指定ごみ袋と大型ごみ処理手数料シール（以下「指定袋等」という。）の指定袋等取扱店の皆さまに、市民から手数料を徴収し、引き換えに指定袋等を交付する事務を委託します。

業務の流れ



※ 苫小牧市から指定袋等取扱店への『③請求書・納入通知書』については3か月分ごとに通知。
(4～6月分を7月、7～9月分を10月、10～12月分を1月、1～3月分を4月に発送)

■保管配送会社（流通管理会社）令和5年4月1日～令和10年3月31日まで

会社名 日本通運株式会社 苫小牧支店

F A X 0 1 4 4 - 5 5 - 5 3 9 1

業務時間 午前8時45分～午後5時15分

休業日 土、日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）、お盆期間等
※ 休業日においてもF A Xによる受付を行っておりますが、配送は休業日明け（受付順）となりますので、予めご了承ください。

※ 上記休業日に関し、苫小牧市では事前のお知らせ等はいたしません。

<委託料額>

苫小牧市が指定袋等取扱店に支払う委託料額は、納品数に基づくごみ処理手数料（指定ごみ袋）と大型ごみ処理手数料（大型ごみ処理手数料シール）、それぞれを合計した手数料額の7%相当額に消費税及び地方消費税を加算した額（1円未満切捨て）とします。

例) 指定ごみ袋5種類×1箱 + 大型ごみ処理手数料シール1冊を納品した場合

指定ごみ袋5種類×1箱

手数料額：70,000円 → 委託料額：70,000円×7%×1.10（税率）＝ 5,390円

内訳 50／5,000円

100／10,000円

200／20,000円

300／15,000円

400／20,000円

大型ごみ処理手数料シール1冊

手数料額：3,000円 → 委託料額：3,000円×7%×1.10（税率）＝ 231円

手数料額合計 : 70,000円 + 3,000円 = 73,000円

委託料額合計 : 5,390円 + 231円 = 5,621円

苫小牧市に支払う額 : 73,000円 - 5,621円 = 67,379円

市民対応 Q&A

Q なぜ指定ごみ袋は市販のごみ袋に比べて価格が高いのですか？

A 指定ごみ袋と大型ごみ処理手数料シールの料金は、条例で定める手数料です。市民の皆さんが出すごみの量に応じてごみ処理にかかる費用の一部を負担していただき、それと引き換えに指定ごみ袋をお渡しするという仕組みです。

Q 生ごみをいったんレジ袋などに入れてから指定ごみ袋に入れてもいいですか？

A 燃やせるごみと燃やせないごみは、いったん別の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてもかまいません。

ただし、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、紙類などの資源化処理するものについては、処理工程に支障が出ますので、2重袋にしないでください。

Q 指定ごみ袋からごみのはみ出した状態でステーションに出してもいいですか？

A 袋の持ち手とベロ部分をしっかりと結び、ごみのはみ出さないようにしてください。袋の入り口部分が結ばれておらず、ごみのはみ出していると回収されません。

Q 大型ごみを出すときはどうすればいいですか？

A 大型ごみを出す際には、事前に「大型ごみ収集センター」に申込みをしてください。その後、大型ごみ処理手数料シールを購入し貼って出すこととなります。

※大型ごみに該当しない場合もあるため、必ず申込みをした後にシールを購入してください。

大型ごみ収集センター 75-3790

Q 全てのごみを指定ごみ袋で出さなければいけないのですか？

A 指定ごみ袋を使用しなければならないごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。それ以外の資源物については、これまでどおり透明又は半透明の袋で出すことができます。

Q 指定ごみ袋を使わずに「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」を出したらどうなるのですか？

A 指定ごみ袋以外の排出があった場合は、基本的に啓発シールを貼って収集はしていきません。

詳しくはゼロごみ推進課にお問い合わせください。

Q 指定ごみ袋の色は1種類しかないのですか？今までの推奨袋のように水色と黄色はないのですか？

A 指定ごみ袋は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」どちらにも使える兼用袋となっております。ご家庭できちんと分別してそれぞれの専用ごみ袋として使い分けてください。

その他ごみの分別等に関するお問い合わせがありましたら、ごみと資源の分別ガイドブック「クリーンとまこまい」をお渡しするので、可能な範囲で対応願います。

対応が難しい場合には、ゼロごみ推進課にお問い合わせるようにお伝えください。

環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

TEL 55-4266

大型ごみ処理手数料シール交付マニュアル

1 大型ごみの定義

最も大きいサイズの指定ごみ袋（40ℓ）に収めることができず、最大の辺の長さ又は径が2m以下で、かつ、重量が100kg未満のものとなり、処理手数料は以下の2区分となります。

大型ごみの区分	手数料の額
●最大容量（40ℓ）の指定ごみ袋に入らないもの ●最大の辺の長さ又は径が1m以下のもの	300円/点
●最大の辺の長さ又は径が1mを超え2m以下のもの	600円/点

2 大型ごみ処理の流れ

市民の方が大型ごみを処理する流れは次のようになります。

(1) 申込み

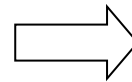
大型ごみ収集センターに申込み（TEL：75-3790 FAX：71-3650）

(2) 収集日等のお知らせ

大型ごみ収集センターから収集する日、ごみを出す場所、大型ごみ処理手数料シールの購入枚数、受付番号をお知らせ

(3) 大型ごみ処理手数料シールの購入

取扱店で大型ごみ処理手数料シールを必要枚数購入



取扱店での業務

(4) 収集

大型ごみ処理手数料シールに受付番号を記入し、大型ごみの見やすい部分に貼り、収集当日（8時45分まで）に出しておく。

3 大型ごみ処理手数料シールの種類及び交付方法

大型ごみ処理手数料シールは300円の種類です。処理手数料が600円の品目にはシールが2枚必要です。

(1) 交付方法

大型ごみ収集センターへの申込みが済んでいるかを確認し、必要数に応じた大型ごみ処理手数料を徴収し、大型ごみ処理手数料シールの「納付書兼領収書」に購入者氏名を記入し、取扱店の印鑑を押印し、手数料シール付領収書を市民に交付してください。

※取扱店の印鑑が無い場合には、購入場所が分かるように店舗名等を記載してください。

※申込みが済んでいない場合には、先に大型ごみ収集センターへ申し込むようお願いください。

(2) 半券の保管

半券については、店舗等で徴収年月日の属する年月日から起算して5年間保管してください。

※基本的には市に半券を提出する必要はありませんが、必要に応じて提出を求める場合がありますので、適切に保管してください。

(3) 大型ごみ処理手数料シールの見本

The diagram illustrates three types of large waste processing fee stickers (シール) used in Kōshūmachi:

- Left Sticker (取扱店控):** Features a barcode (4 929074 000203), a 300円 fee, and a circular stamp area for the dealer's name and date. An arrow points to this area with the instruction: ② 取扱店の印鑑を押印 ※購入場所がわかるように、店舗名等を記入でも可 (Press the dealer's seal. You can also enter the store name, etc., so the purchase location is clear).
- Middle Sticker (納付書兼領収書):** Features a 300円 fee and a space for the purchaser's name (e.g., 〇〇様). An arrow points to this space with the instruction: ① 購入者氏名を記入 (Enter the purchaser's name).
- Right Sticker (購入者控):** Features a 300円 fee and a space for the receipt number. An arrow points to this space with the instruction: ③ 購入者（排出者）が各自記入 (Each purchaser/disposer enters their own information).

At the bottom, a flow diagram shows the sticker moving from the dealer (店舗等控え) to the purchaser (購入者に交付). A legend box on the right explains the annotations:

- ① → 店舗又は購入者が記入 (Entered by store or purchaser)
- ② → 店舗等が押印又は記入 (Entered or stamped by store, etc.)
- ③ → 購入者が記入 (Entered by purchaser)

※取扱店控に購入者氏名記入欄及び領収年月日記入欄があるシールも利用可能です。

「納付書兼領収書」の購入者氏名のみを記入してください。